

水面スポーツ活用パートナー協定書

国土交通省木曾川下流河川事務所(以下「事務所」という。)、木曾三川公園管理センター(以下「センター」という。)と水面スポーツ活用パートナー(以下「パートナー」という。)とは、長良川サービスセンターにおける水面スポーツ活用プログラムの実施(以下「活動」という。)について、次の通り協定する。

(目的)

1. 事務所、センターとパートナーは、相互協力を基盤としたパートナーシップを結ぶことにより、水面スポーツ利用者に対して専門性の高いプログラムを提供し利用促進を図るほか、水面スポーツの裾野の拡大と振興を図ることを目的とする。

(種目)

2. 活動種目は、カヌー、ボートとする。

(活動内容等)

3. パートナーはセンターと協働により公園利用の促進に関わるプログラムを実施するものとする。
4. パートナーは上記以外に以下の活動の中から1種類以上の企画・運営を行うものとする。
- 1) パートナー企画プログラム(パートナーが自ら企画・実施する一般公園利用者を対象にした有料または無料プログラム)
 - 2) 水面スポーツ指導者養成プログラム
5. プログラムの実施にあたっては、事前にセンターと協議するものとし、活動後は別途活動記録をセンターに提出するものとする。

(活動期間)

6. 活動期間は、協定書を締結した次の日から当該年度の3月31日までとする。事務所、センター、パートナーいずれかから協議がなされない場合、引き続き1年延長するものとする。但し、パートナーが計画書あるいは協定書に反する活動を行った場合、期限を待たず活動を中止させる場合がある。

(指導員)

7. パートナーは各プログラム実施時に、参加者の安全を図るため指導員を配置するものとする。

(使用施設)

8. 使用施設は、次のとおりとする。
- A 棟
- 2 階 艇庫 A
- B 棟
- 2 階 艇庫 B
- 3 階 トレーニングルーム B、男子更衣室 B、男子シャワー室 B、女子更衣室 B、女子シャワー室 B、ミーティングルーム B-1・B-2・B-3
- 4 階 研修室 B-1、研修室 B-2
9. 施設の使用にあたっては、パートナーに施設の一部を貸与するものとする。施設の使用細則は別に定める。

(使用期間と終了後の返還)

10. 使用施設の使用期間は、協定書の有効期間とする。但し、パートナーは使用期間終了後には、使用施設を原状に復して返還するものとする

11. パートナーは、使用施設を使用するにあたっては、その公共性に十分配慮し、善良なる管理者の注意をもって適切な使用を行うものとする。

(転貸等の禁止)

12. パートナーは、施設の全部若しくは一部を転貸し、または、担保にしてはならない。また、施設の使用目的以外の使用や営利活動の拠点としてはならない。

(艇庫の使用)

13. 活動実施のためにパートナーが艇庫を使用する場合、保管する艇を書面によりセンターに申請すること。艇の管理はパートナーが行い、一般利用者への貸し出しも行う。また、艇の管理について事務所、センターの責任が明白な場合を除き、事務所、センターはその責任を負わないものとする。

(使用の制限)

14. 事務所、センターの実施するもの、または申請により開催される催事等により使用施設が競合する場合、パートナーの使用を制限するものとする。

(物品の使用)

15. パートナーが自ら実施する企画プログラムに使用する物品は、基本的にパートナーが準備するものとするが、補完的に長良川サービスセンターの物品も利用できるものとする。この場合は、事前にセンターに申し出るとともに、使用後はセンターの確認の上返却するものとする。

(費用の負担)

16. 使用施設及び業務にかかる費用について、次の各号に掲げるものは無償とする。

1) 8に関わる使用施設

2) 使用施設にかかる光熱水費

3) 使用施設の点検整備及び補修または故障の修理(ただし、パートナーの過失に基づく場合はこの限りではない。)

(参加料の徴収等)

17. プログラムを実施するにあたり、実費相当の参加料を徴収できるものとする。徴収にあたっては、原則としてプログラムの実施当日に、参加者より直接徴収するものとする。

(利用促進)

18. 事務所、センター及びパートナーは、利用促進を図るために協同して広報活動を行うものとする。広報告知にかかる名称は別に定めるものとする。名称の使用にあたってはパートナーシップ団体名称を併記するものとする。また、主催等については、事務所、センター、パートナーを同一として取り扱い併記する。

(安全管理)

19. 事務所、センター及びパートナーは、活動にかかる安全管理について、善良なる管理者として安全実施体制を整え対処するものとする。パートナーは、事故及び災害等の発生時には、センターに速やか

に連絡、報告を行いセンターの指示に従うものとする。

(損害賠償等)

20. パートナーは、故意または過失により施設等または第三者に損害を与えた場合、その損害を補償しなければならない。但し、事務所またはセンターの責に帰すべき事由により生じたものは事務所またはセンターの責任において対処する。

(守秘義務)

21. 事務所、センター及びパートナーは、活動により知り得た個人情報等を適切に管理し、本活動の目的以外に使用し、または、第三者に漏らしてはならない。但し、本人の承諾を得た場合、及び個人が特定できない統計情報としての使用はこの限りではない。また、事務所、センターはパートナーの活動が終了した時点で、パートナーの情報を破棄するものとする。

(権利義務の譲渡等)

22. 事務所、センター及びパートナーは、業務の実施から生ずる権利または義務を第三者に譲渡または承継してはならない。

(NSC パートナー連絡会の設置)

25. センター、パートナーは、NSC パートナー連絡会を設置し、水面スポーツ活用プログラムの円滑な推進に努めるものとする。

(協議事項)

26. 本実施要領に定めのない事項または疑義を生じた事項については、事務所、センター及びパートナーが協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、事務所、センター、パートナー押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

事務所 住所 三重県桑名市大字福島465
名称 国土交通省 木曾川下流河川事務所
所 長

センター 住所 岐阜県海津市海津町油島255-3
名称 木曾三川公園管理センター
管理センター長

パートナー 住所
名称